

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長 渡部 勇夫

市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	石伏地区 (石伏集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

石伏地区は、人口減少による離農者の増加により、地区内の担い手1者が、一部の田で水稻栽培を行っているが、高齢化や人手不足による農業を下支えする地域の労働力の低下により、今後守るべき農地の見極めが課題となっている。

イノシシ等の鳥獣による農作物被害も拡大しており、維持・管理労力が低下する中での対策も大きな課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地区と行政が一体となり、現状不作付地となっている農地の活用方法についての検討と、担い手への支援を行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現状、塚ノ下、下タ原エリアで水稻栽培をしている農地と、中宮渕エリアの農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則機関に貸付けていく。

担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機関を通じて担い手への貸付けを進めていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

担い手の意向を確認し、必要に応じて、今後検討していく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町、県、JA等の関係機関と連携し、後継者及び新たな担い手の確保・育成に努める。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の鳥獣による農作物の被害が拡大していることから、獵友会等関係団体と連携し被害防止策を強化していく。